

令和 8 年 10 月から オンライン予約を開始します！

スマートフォンやパソコンから簡単予約！

（1カ月先までの予約が可能）

令和 8 年 10 月実施分の相談より、従来の電話予約に加えて

「オンライン予約」がスタートします。

夜間休日でも手元から簡単に各種専門相談のご予約が可能です。



▲オンライン予約はこちら

▲ホームページはこちら

オンライン予約が難しい人は、これまでどおり電話でも予約を受け付けます。

【予約専用電話】☎23-4400 ※受付：各種相談日の週初めの月曜日（祝日の場合は火曜日）の午前9時から

【対象者】市内在住者（※特設労働相談は市内在勤者も相談可）

【相談場所】市役所 1 階市民相談室

※法律相談については、1人1つの案件につき、1回限りの利用です。

相談名	相談内容	相談日時 （祝日の場合は開設なし）	先着	一人あたりの 相談時間
法律相談	日常生活の中で起こるさまざまな法律問題について、弁護士による相談 【相談例】相続・遺言、離婚、借金・債務整理、成年後見制度、法的手続など	毎週木曜日・ 毎月第2・第4火曜日 午後1時～5時	6人	40分
司法書士相談	相続・遺言や不動産・会社・法人登記、供託、訴訟・調停の裁判手続き、成年後見制度などについて、司法書士による相談	毎月第1金曜日 午後1時～3時	6人	20分
行政書士相談	相続・遺言、成年後見制度などについて、行政書士による相談	偶数月第1水曜日 午後1時～3時	6人	20分
税務相談	国税や経理などについて、税理士による相談	毎月第2水曜日 午後1時～4時	9人	20分
不動産相談	不動産（土地・建物）売買などにおける不動産上の諸問題について、宅地建物取引士による相談	毎月第2・第4金曜日 午後1時～3時	6人	20分
土地家屋調査士 相談	不動産の表示や用途変更、土地の境界などについて、土地家屋調査士による相談	毎月第3金曜日 午後1時～3時	3人	40分
行政相談	国や地方公共団体などへの要望や苦情などについて、行政相談委員による相談	奇数月第1水曜日 午後1時～3時	2人	60分
特設人権相談	人権侵害問題などについて、人権擁護委員による相談	毎月第4水曜日 午後2時～4時	2人	60分
特設労働相談	労働問題や雇用問題などについて、社会保険労務士による相談	毎月第3火曜日 午後1時～3時	3人	40分
女性相談 （予約は随時受付 ☎33-1131）	日常生活における不安や悩みを、フェミニストカウンセラーがあなたと一緒に考えます。	毎月第1火曜日・第3水曜日 午後1時～4時	3人	60分